

平成26年4月1日

平成26年度学校経営方針

練馬区立向山小学校長
上 原 健 治

1 学校経営の基本理念

練馬区立向山小学校は、本年度、開校54周年目を迎える歴史のある学校である。

この半世紀の間に奉職された職員のたゆまざる努力によって醸成された、教育に対する真摯な精神が息づいている。この精神を引き継ぎ、良き伝統を更に発展させると共に、特色ある教育活動を進め、教育目標の具現化に迫りたい。

また、学校は日本国憲法、教育基本法、学習指導要領などの諸法規に則り、東京都や練馬区の教育目標を受け、自校の教育目標を達成するために機能する組織体である。

全職員の協力体制の下、子供たちの健やかな成長と発達を願い、一人ひとりの職員がその職責を重く受け止め、職務の遂行にあたりたい。

2 目指す特色ある学校像

学校は子供のためにある。教師の仕事は、子供の発達の重要な段階に寄り添い、その発達を可能な限りの高みに押し上げ、一人ひとりの個性を花開かせ、自己実現へと導く重要な役割を担っている。子供にとって、教師との出会いは決定的である。

その運命的な出会いの厳かさと責任の重さを自覚し、この学校に学び、この先生、職員に出会えて良かった、と子供からも保護者からも思われるような学校でありたい。

そのために、「目指す特色ある学校像」を

喜びと学びがいのある、さわやかな学校

- ・ 子供が期待をもって登校し、温かなふれあいのある学校
- ・ かかわりの中で、子供が自分の良さを発揮する学校
- ・ 緑豊かで潤いがあり、子供の感性や情操を育む学校
- ・ 開かれた学校を通して、子供・保護者・地域から信頼される学校

とし、その実現に向けて、努力する。

そして、本校が

- ① 公立小学校であること
 - ② 義務教育段階であること
 - ③ 生涯学習の基礎を作る場であること
- を踏まえ、教育活動を進める。

3 本年度の学校経営計画

重点1 命と人権を尊重し、心豊かな児童を育成する

- (1)人や地域社会とのかかわりを通して人権意識や社会性を育む
- (2)体験的な学習活動や生活指導を通して、児童の感性や判断力を育む
- (3)児童の心に響く道徳の指導及び読書活動や食育を推進する

重点2 基礎的・基本的な学習内容の確実な習得と活用力を育成する

- (1)確かな学級・専科経営を基盤にして学力の育成を図る
- (2)1 時限、1 時限の授業を充実させ、「よく分かり、よくできる授業」を実施する
- (3)言語活動を充実し、児童の思考力・判断力・表現力を育む
- (4)実践的な研究・研修を通して指導力の一層の向上を図る

重点3 学習環境を整え、安全で安心できる開かれた学校づくりを推進する

- (1)児童が快適で安全な環境で過ごせるよう、校舎内外の整理整頓を進める
- (2)安全指導・安全点検を確実に実施し、一層の安全向上を図る
- (3)PTA や学校応援団、町会などと連携し、地域ぐるみの学校安全の向上を図る

学校経営計画を具現化するための方策

4-1 「命と人権を尊重し、心豊かな児童を育成する」ために

- (1)人や地域社会とのかかわりを通して人権意識や社会性を育む
 - ①あいさつを大切にし、相手を大切にする人権意識を育む
 - ・月ごとのあいさつの目標に基づき、組織的な取り組みをする
 - ・適時実施する子供たちの「あいさつ当番」の機会を設けあいさつの輪を広げる。
 - ②学校や地域社会でのかかわりを通して児童の心を育てる
 - ・異年齢のかかわり（縦割り班活動の一層の充実、学年間交流）
 - ・異世代のかかわり（幼児や高齢者とかかわり、中学校との教育連携）
 - ・異なる立場の人とかかわり（職業、障害などの異なる状況のある方と）
 - ③温かな人間関係づくりを通して信頼感を醸成する
 - ・一人ひとりの児童への働きかけを大切にする
声をかけ、目をかけ、手をかけの「3かけ」の励行
 - ・子供同士が共に学び、遊び、語り合う関係作りを図るため、日々、学級経営・学年経営、日直・看護当番、毎月の生活指導部会・職員会議等で児童理解に努め、組織的な対応を図る。
- (2)体験的な学習活動や生活指導を通して、児童の感性や判断力を育む
 - ①ボランティア・奉仕体験を通して
 - ②飼育・栽培活動を通して
 - ③「向山小の子供たち（生活編）」を活用して、規範意識を育む
 - ④向山小学校「学校いじめ防止基本方針」、ふれあい月間、人権教育プログラムの活用などを通して、いじめ防止に努め、いじめのない学校づくりを推進する。また、不登校傾向にも適切に対応する。
 - ⑤基礎的・基本的な生活習慣や行動様式を身に付けさせる（自立と自律の育成）
- (3)児童の心に働きかける道徳の指導及び読書活動や健康安全、食育を推進する

- ①道徳の時間を要とし、児童の心に響く道徳の指導を実践する
 - ・ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制・魅力的な教材の充実を図る
 - ・ 発達段階に応じて指導内容の工夫と重点化を図る
- ②読書習慣の形成を通して
 - ・ 図書の時間や読書旬間の指導を通して、読書の契機および読書習慣の形成を促す
 - ・ 学校図書館支援モデル事業を活用して、図書館機能の向上を図る
- ③健康安全指導や食育の推進を通して
 - ・ 新体力テストの結果を体育科の年間指導計画および単元計画に反映させ、技能・態度・思考・判断をバランスよく培う指導を展開する。
 - ・ 食育推進リーダーを中心として食に対する正しい知識と、望ましい食習慣の形成を図る（「食に関する指導の全体計画」と年間指導計画の活用）
- (4)小中一貫教育研究グループ校二年目として、開進第二中学校・南町小学校と連携し、校区別協議会・小中連絡会・合同研修会等で、9年間を見通した人権教育における課題改善カリキュラムの検証を実施する。

4－2 「基礎的・基本的な学習内容の確実な習得と活用力を育成する」ために

(1)確かな学級・専科経営を基盤にして学力の育成を図る

児童にとって学級及び専科教室は学校生活の中心的な活動の場であり、自己実現の場でもある。

そして、学級・専科経営は教育活動の最も重要な基盤である

そのために、学級経営を通して、以下のような基本的な力を児童に育成したい。

- ① 温かな人間関係を育み、安心感と信頼感の中で児童が過ごせること
- ② 集団生活のきまりを守り、規律ある行動がとれること
- ③ 「向山小の子供たち（学習編）」の徹底を図る

・ 時間を守る ・ 学習用具の準備 ・ 話をしっかり聞く 他

(2)1 時限、1 時限の授業を充実させ、「よく分かり、よくできる授業」を実施する

①学ぶ楽しさ、できる喜びを実感するため、学校図書館・実物投影機・電子黒板・プロジェクターの活用等、児童の興味や関心、意欲を高める学習活動を推進する。

②PDCA サイクルに基づいた学習指導の実施

教育は、意図的、計画的な営みである。そのためには日々の指導計画を作成し、授業のねらいに迫ることが大切である。学年・学級指導経営案、専科指導経営案に基づき、週の計画簿（週案簿）を PDCA サイクルに則って作成・反省し、授業の充実・改善に資する。特に、授業実施後の反省、改善が重要である。

③授業改善プラン、学力調査、「東京ミニマム」等を活用し、基礎的・基本的な学習事項を確実に身に付けさせる事項を精選する

(3)言語活動を充実し、児童の思考力・判断力・表現力の育成を図る

① 柔軟な学習形態や指導法を通して、言語活動の充実を図る

・ 少人数指導などの指導形態、個別学習、グループ別学習、習熟度別学習、繰り返し・補充・発展学習等、個に応じた多様な指導法を図る。

② 体験的学習での実感と確かな理解を伴う活動を通して、感動の伴う学習をする

・ 具体物を操作しての実感を伴う学習活動を通して

・ 飼育・栽培活動、農業体験活動などを通して、生活科や理科、総合的な学習の

- 時間を一層充実させ、その成果を他の教科の学習にも生かす
- ・学校生活支援員や外部指導員、アシスタントティーチャーとの連携
- ③指導と評価の一体化を通して、指導改善に資する
 - ・授業の「ねらい」と「評価規準」を一致させ、教師も児童も授業のゴールを明確に意識し、その時間の達成度を確認しやすくする
 - ・1時限の授業の評価項目を一つに絞り、評価の重点化を図る
 - ・指導と評価の一体化を図り、授業終了時（後）など、ノート、学習シート、自己評価、5分間テストなどで到達度を確認し、到達状況を把握する
- ④ 向山地区・練馬区・東京都・日本の伝統・文化理解、国際理解教育の推進を図る。
- (4)授業研究を主体とした実践的な校内研究による指導力の一層の向上
 - 研究主題「人権教育の推進」の追究を通して、一層の指導改善に生かす。

4－3 「学習環境を整え、安全で安心できる開かれた学校づくりを推進する」ために

- (1)児童が快適で安全な環境で過ごせるよう、校舎内外の整理整頓を進める
 - 「環境が人をつくる・・・人をつくる環境を整備する」
 - ①児童にとって最も基本的な生活の場である教室が、気持ちよく過ごせる場所であるよう、整理整頓に心がけ、児童の安定した情緒の基盤とする
 - ②掲示や教材配置にも工夫し、新鮮で変化に富んだ環境をつくり出す
 - ③一人ひとりの児童を取り巻く環境に注意を向け、「居場所づくり」をする
 - ・朝の出会いの表情やしぐさ、声掛けなどへの反応に注意する
- (2)安全指導・安全点検を確実に実施し、一層の安全向上を図る
 - ①日々の安全指導を徹底し、教室を始め児童の生活空間の安全確保を図る
 - ②看護当番活動の確実な遂行及び全職員による安全看護活動の励行
 - ③安全点検の確実な実施による、危険の早期発見・除去に努める
 - ④東日本大震災の教訓を生かし、7月1日の区総合防災訓練を中心に、児童の防災に対する自主的で、実践的な態度や能力を育成する
- (3)PTAや学校応援団、町会などと連携し、地域ぐるみの学校安全向上を図る
 - ①保護者・地域社会に開かれた学校づくりを推進するために、教育活動の積極的な公開、情報の提供及び収集、教育活動の協力者の受け入れ等を推進する
 - ②PTA、学校応援団、青少年委員会、町会などの団体との連携を一層深める
- 5 全教職員の服務規律の遵守を心がけて職務にあたれるよう、指導・監督し、事件や事故の発生を未然に防ぐ。特に、悉皆の服務に関する研修の充実、日々の職務状況を把握し、服務防止の徹底を図る。

6 終わりに

本校教育活動のすべての最終責任者としてその職務と責任を自覚し、「すべての事柄の最終責任は自分に帰する」ことを肝に銘じ、子供には愛情を、職員には教育公務員あるいは教育現場に携わる人としての自覚と専門職としての誇りをもっていただき、また、保護者・地域社会の方々には理解と協力をいただきながら、本校が地域の学校として愛され、信頼を寄せられ、そして誇りに思われる学校であるよう、最善の努力をする。